

# 食でつながる日本の文化認定事業委託実施要項

令和4年5月27日  
文化庁次長決定  
令和5年5月29日一部改正

## 1 趣旨

我が国の食文化は、四季や地理的な多様性により様々な特色を有しており、「和食；日本人の伝統的な食文化」としてユネスコの無形文化遺産に登録されたが、急激な生活様式の変化や少子高齢化等による担い手不足等により、継承のための活動が十分に行われないうといった危機的状況に直面している。

本事業は、我が国の食文化を中心とした様々な文化継承に大きな役割を果たしてきた歴史ある料亭等において、我が国の伝統的な食文化の保護及び情報発信、並びに次世代への継承機会を確保することにより、食文化に対する理解と関心を高め、食文化の振興に資することを目的とする。

## 2 委託業務の内容

文化庁は、本事業の実施に必要な以下の業務の全部又は一部を委託することができる。

### (1) 文化継承の人材育成業務

食文化の伝承者の養成を目的とする研修、講習会の開催及び実技指導等

### (2) 情報発信業務

食文化に係る文化財等を活用した、地域の魅力の発掘・発信等

### (3) 建築物等の内外観に係る修景業務

食文化に係る文化財等を周囲の景観に調和させ、又は景観の向上を図るために必要な修繕、模様替え等

## 3 業務の委託先

委託先は、食文化に関する相当の専門知識と経験を有し、上記2の委託業務等を円滑に実施することができ、次の(1)から(4)の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

(2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

(3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

(4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

## 4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

## 5 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。
- (3) 文化庁は、必要に応じて、当該計画の見直しを求めることができるものとする。

## 6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。
- (3) 委託経費の支払いは、原則として精算払いとする。ただし、文化庁が必要と認めた場合に限り全部又は一部を概算払いすることができる。

## 7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 8 業務完了（廃止）の報告

委託を受けた団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

## 9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査

を行うことができる。

- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。